

平成26年度 第2回滋賀県環境こだわり農業審議会資料

日 時：平成27年3月18日（水）

14:00～16:00

場 所：滋賀県農業教育情報センター

第1研修室

- ・ **資料1** 環境こだわり農業の取組状況について (p.1～)
- ・ **資料2** 環境こだわり農業推進基本計画の進行管理について (p.4～)
- ・ **資料3** 環境こだわり農業を取り巻く背景と「取組の方向」について (案) (p.9)
- ・ **資料4** 「取組の方向」と実現に向けた検討事項について (案) (p.10～)
- ・ **資料5** 基本計画の策定にかかる全体スケジュール(p.13)
- ・ **資料6** 平成27年度からの「農業多面的機能発揮促進法」に基づく「環境保全型農業直接支払制度」 (案) (p.14)

【別冊】

- ・ 平成27年度環境保全型農業直接支払交付金の概要
- ・ 平成27年度環境こだわり農産物認証制度のあらまし

環境こだわり農業の取組状況について

平成26年度の取組状況

- ・農作物全体で14,353ha。平成25年度と比較して101%となっている。
- ・このうち水稲は12,736haで、平成25年度比101%、大豆は989haで、平成25年度比115%と増加したものの、野菜・果樹・茶等は平成25年度より減少した。
- ・取組技術別には、平成26年度新たに国の承認が得られた、緩効性肥料＋長期中干しと緩効性肥料＋省耕起に約3,200ha取り組まれた。これは、県独自の緩効性肥料やIPMの実践、畦畔の人手除草および長期中干し(水稲)から移行されたものが多いと考えられる。

表1 品目別面積 面積(ha)

区分	H26取組面積			計	(参考) H25	H26/H25 (%)
	環境直払	県認証のみ				
水稲	12,296	440		12,736	12,599	101
麦	0	0		0	15	1
大豆	893	96		989	864	115
野菜	88	65		153	190	80
果樹	45	44		89	98	91
茶	8	4		12	13	92
その他	370	5		375	377	100
計	13,700	653		14,353	14,156	101
(参考) H25	13,415	741		14,156		
H26/H25 (%)	102	88		101		

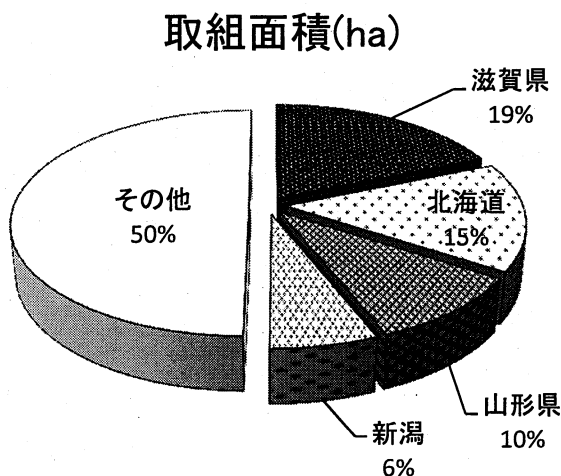
※小数点以下四捨五入のため計が一致しない場合がある。

表2 取組技術別面積

制度区分	取組番号	取組技術	面積(ha)		H26/H25(%)
			H26	H25	
国 支 援 制 度	1 共通取組	① カバークロップの作付	404	475	85
		⑤ 有機農業の取組	497	546	91
		⑥ 堆肥の投入	353	308	115
	2 知事特認取組	② リビングマルチ	9	5	189
		③ 草生栽培	0	1	30
		④ 冬期湛水管理	63	63	100
		⑦ 炭の投入	210	244	86
		⑧ IPMの実践、畦畔の人手除草 および長期中干し(水稲)	6,750	7,049	96
		⑨ 希少魚種等保全水田の設置	46	37	123
		⑩ バンカープランツの植栽	0	1	61
		⑪ 緩効性肥料+長期中干し	3,118	—	—
		⑫ 緩効性肥料+省耕起	65	—	—
		⑬ 水田ビオトープ	22	16	141
		⑭ 水田の生態系に配慮した雑草 管理	135	185	73
		⑮ IPMの実践(大豆・野菜等)	630	589	107
		⑯ 在来草種の草生による天敵利 用	40	42	96
		県 独 自	3 県独自措置	⑰ 緩効性肥料の利用	1,358
硝化抑制剤入り肥料の利用	—			0	—
	4 環境こだわり認証のみ	99 認証のみ	653	741	88
合 計			14,353	14,156	101

※小数点以下四捨五入のため計が一致しない場合がある。

参考) ○環境保全型農業直接支払交付金取組状況 (H26)

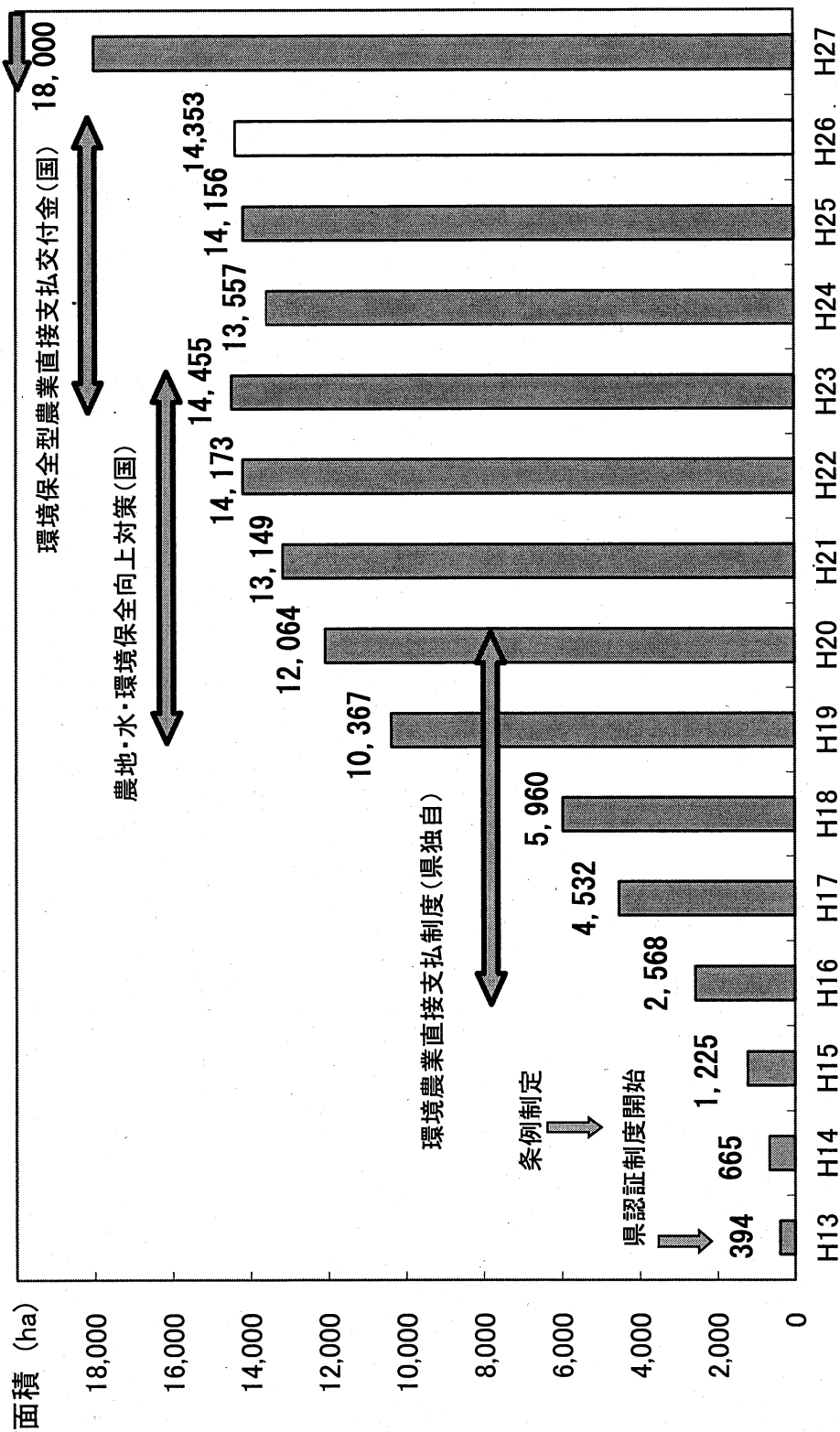


3月5日現在

	取組件数	取組面積(ha)	取組市町村数
滋賀県	1,708	12,305	19
北海道	1,362	10,132	91
山形	1,706	6,382	24
新潟	1,354	4,115	27
全国計	16,528	61,542	934

※滋賀県は取組件数、取組面積とも全国1位

法に基づき
環境保全型農業
直接支払交付金
(国)



目標値

図 環境こだわり農産物栽培面積と支援制度

滋賀県環境こだわり農業推進基本計画の進行管理について

平成27年2月

1 基本計画の概要、計画期間

- (1) 滋賀県環境こだわり農業推進条例第7条の規定に基づき、環境こだわり農業の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、条例の制定に伴い、平成15年12月に策定。平成19年4月の改正を経て、現在は3期目。
- (2) 計画期間は、平成23年度(2011年度)から平成27年度(2015年度)までの5年間。

2 基本計画の内容、進行管理

(1) 基本計画

様々な立場の県民(農業者や農業団体、農産物販売業者、消費者など)が連携し、環境こだわり農業の実践や、環境こだわり農産物の流通にかかる取組を発展させることで、琵琶湖等の環境と共生する農業が本県に根付くことを目指し、3つの「基本方針」を掲げそれぞれの基本方針ごとに施策の方向とその成果目標を設定。

(2) 基本方針

- 基本方針1 環境こだわり農業のスタンダード化・定着化に向け、環境に配慮した技術の実践拡大を一層推進する。
- 基本方針2 滋賀の地域ブランド「環境こだわり農産物」の生産・流通を推進する。
- 基本方針3 環境こだわり農産物の積極利用に向け、県民が一体となった取組を推進する。

(3) 進行管理

具体的な数値目標を掲げ、年度ごとの目標の達成状況や施策評価により進捗状況を把握、その結果を今後の施策展開に反映させる。

3 平成25年度の進捗状況の評価(総括)

(1) 基本方針別の評価

基本方針1では、発生予察に基づく病害虫防除や水田ハローの普及により、農薬使用量の削減や浅水代かきなど、環境配慮技術の取組については一定の割合で拡大している。しかし、園芸作物での取組や河川の透視度の改善については、進捗が停滞しており、環境こだわり農業のスタンダード化定着化に向け、引き続き技術の普及、農業者への啓発を推進する。

基本方針2では、環境こだわり農産物認証マークを表示して出荷する生産組織やGAPに取り組み生産組織数は、目標達成に向けて進捗している。一方、近江米主要品種(コシヒカリ、秋の詩)における環境こだわり農産物の栽培面積については伸び悩んでおり、今後は、「みずかがみ」も含めた作付の推進や農業者が取り組みやすい技術の普及と指導および消費者へのPR等により需要の拡大を図る。

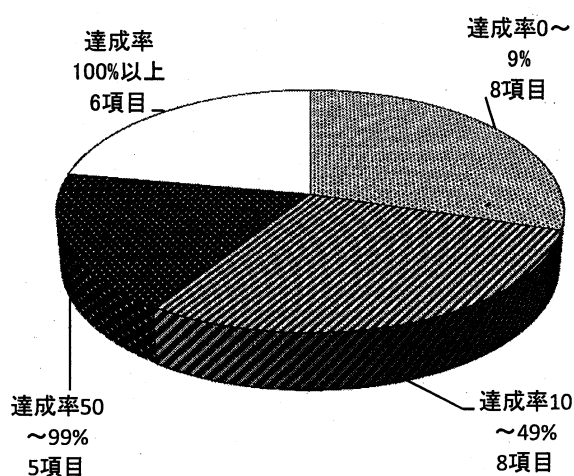
基本方針3では、「おいしが うれしが」キャンペーンの登録店舗数で目標を達成しており、また、環境こだわり農産物を継続して利用する消費者の割合も目標達成に向けて進捗している。環境こだわり農産物の積極的な利用を進めるため、今後も、消費者へより効果的なPR活動を図っていく。

(2)進捗状況

平成25年度末の進捗状況については、評価指標となる27の項目において、達成率が50%を超えた項目は11項目(40.7%)、50%に満たない項目は16項目(59.3%)であった。

このうち、目標を達成している指標は、「化学合成農薬使用量の削減割合」、「水田ハローによる浅水代かきの実施率」など6項目であった。

一方、野菜、果樹等の園芸作物における「環境こだわり農産物の栽培面積」や「主要河川の透視度」など、計画策定時より実績が下回ることとなった指標が8項目あり、取組の内容を検証する必要がある。



基本計画達成状況と課題

●総合的指標

項目		計画時 (H21)	H23	H24	現況 (H25)	H26	目標値 (H27)	達成率
水稲における環境こだわり農産物栽培面積の割合		33%	37%	38%	39%	41%	50%	47%
環境こだわり農産物の栽培面積		13,149ha	14,455ha	13,557ha	14,156ha	14,353ha	18,000ha	25%
内 訳	水稲	10,961ha	12,016ha	12,135ha	12,599ha	12,736ha	15,850ha	36%
	麦	26ha	25ha	20ha	15ha	0.1ha	1,300ha	0以下
	大豆	1,533ha	1,677ha	725ha	864ha	989ha		
	野菜	290ha	307ha	160ha	190ha	153ha	450ha	0以下
	果樹	103ha	106ha	99ha	98ha	89ha	110ha	0以下
	茶	20ha	15ha	15ha	13ha	12ha	40ha	0以下
	その他	215ha	310ha	402ha	377ha	375ha	250ha	100以上
評価	<p>(水稲における環境こだわり農産物栽培面積の割合) (環境こだわり農産物の栽培面積)</p> <p>○環境こだわり農産物の生産拡大に向け、市町等関係機関と協力し、国や県独自の交付金を活用しながら推進を図ってきましたが、水稲における環境こだわり農産物栽培面積の割合は、33%から41%に向上したものの、制度の改正や労力的な負担が増える、農薬・化学肥料の5割削減が困難である、取組が評価されない等の理由により、環境こだわり農産物全体の栽培面積は停滞傾向にあります。特に野菜においては、技術面での課題もあり、制度改正以降面積が減少しています。</p> <p>○普及指導員や農業者団体による、農業者が取り組みやすい技術の指導や普及により取組の拡大を図るとともに、環境こだわり農産物の価値や生産者の努力を消費者に伝えることにより、消費の促進をはかることが必要です。</p>							

●基本方針1 環境こだわり農業のスタンダード化・定着化に向け、環境に配慮した技術の実践拡大を一層推進します。

項目		計画時 (H21)	H23	H24	現況 (H25)	H26	目標値 (H27)	達成率
化学合成農薬使用量の削減割合(平成12年度対比)		33%	41.3% (H20-22の平均)	41.8% (H21-23の平均)	42.7% (H22-24の平均)		40%	100以上
園芸作物における環境こだわり農業技術の取組面積		125ha	136ha	141ha	152ha		190ha	42%
内 訳	野菜の少量土壌培地耕	23ha	27ha	27ha	29ha		25ha	100以上
	果樹の被覆栽培	95ha	95ha	94ha	94ha		100ha	0%
	茶の全面施肥	5ha	11ha	17ha	25ha		60ha	36%
	花の短茎小菊等	2ha	3ha	3ha	5ha		5ha	100%
水田ハローによる浅水代かきの実施率		23.4%	28.5%	27.1%	30.0%		30.0%	100%
主要河川の透視度(代かき・田植え時期)		42.8cm	37.2cm	39.4cm	38.6cm	42.1cm	48cm	0%
耕畜連携による家畜ふん堆肥の利用率		64%	65%	67%	66%		80%	13%
「魚のゆりかご水田」など豊かな生きものを育む水田取組面積		111ha	123ha	171ha	200ha	221ha	250ha	79%
	うち、「魚のゆりかご水田」取組面積	111ha	117ha	105ha	109ha	116ha	150ha	13%

課題	<p>(化学合成農薬使用量の削減割合) ○化学合成農薬の使用量については、病害虫の発生状況に応じた的確な病害虫防除の浸透により目標を達成しています。 ○今後も的確な病害虫防除が実施されるよう、病害虫の発生予察の普及・啓発に努めるとともに、予察の精度の向上とさらなる農薬削減技術の開発、普及を図る必要があります。</p> <p>(園芸作物における環境こだわり農業技術の取組面積) ○園芸作物における環境こだわり農業技術の取組面積については、普及指導員や農業者団体による技術指導および取組農業者の掘り起こしに努めた結果、緩やかではあるものの増加する傾向にあります。しかし、果樹については、取組が進む一方で、廃園等により果樹全体の面積が減少しています。 ○今後も新規栽培者を中心に技術の普及に努めるとともに、あわせて産地の維持に向けた取り組みを進める必要があります。</p> <p>(水田ハローによる浅水代かきの実施率) ○水田ハローの普及(H24:51%→H25:59%)や浅水代かきの推進により、水田ハローによる浅水代かきの実施率については目標を達成しています。 ○今後も引き続き、農業濁水の流出防止に対する意識の啓発に努め、浅水代かきの実施を推進する必要があります。</p> <p>(主要河川の透視度) ○主要河川の透視度については、H26年は前年より改善されたものの、策定時から改善されていない状況が続いています。 ○農業濁水の流出防止についてチラシの配布やパトロールの継続をするなど、農業者への啓発活動をより一層強化する必要があります。また、透視度は降雨の影響を受けやすいことから、降雨に左右されない新たな評価指標を検討する必要があります。</p> <p>(耕畜連携による家畜ふん堆肥の利用率) ○家畜ふん堆肥の利用率については、一定の割合で増加傾向にあったものの、耕畜連系に取り組んできた畜産農家の廃業や飼養頭羽数の減少等により、耕種農家での利用率が低下しました。 ○畜産農家での良質な堆肥の生産を推進するとともに、耕種農家に対しては家畜ふん堆肥の供給情報を充実するなど、利用促進を図る必要があります。</p> <p>(「魚のゆりかご水田」など豊かな生き物を育む水田の取組面積) ○農業者に対する研修会や県内外へのPR活動に努めた結果、取組面積が拡大しました。 ○湖辺で取り組まれる「魚のゆりかご水田」は、取組面積が増加しています。今後も引き続き取組拡大に向けた普及啓発に努める必要があります。 ○また中流域で取り組まれる「豊かな生き物を育む水田」は、積極的なPRにより取組が拡大し、目標を達成しています。</p>
----	---

●基本方針2 滋賀の地域ブランド「環境こだわり農産物」の生産・流通を推進します。

項目		計画時(H21)	H23	H24	現況(H25)	H26	目標値(H27)	達成率
近江米の推進主要品種(コシヒカリ・秋の詩)における環境こだわり農産物の栽培面積		6,310ha	7,065ha	6,863ha	7,052ha	6,464ha	10,000ha	4%
内訳	コシヒカリ	5,190ha	5,838ha	5,803ha	5,978ha	5,449ha	7,500ha	11%
	秋の詩	1,120ha	1,227ha	1,060ha	1,074ha	1,015ha	2,500ha	0以下
環境こだわり農産物認証マークを表示して出荷する生産組織数		87組織	101組織	117組織	116組織		120組織	88%
GAPに取り組む生産組織数		51組織	83組織	98組織	126組織		150組織	76%

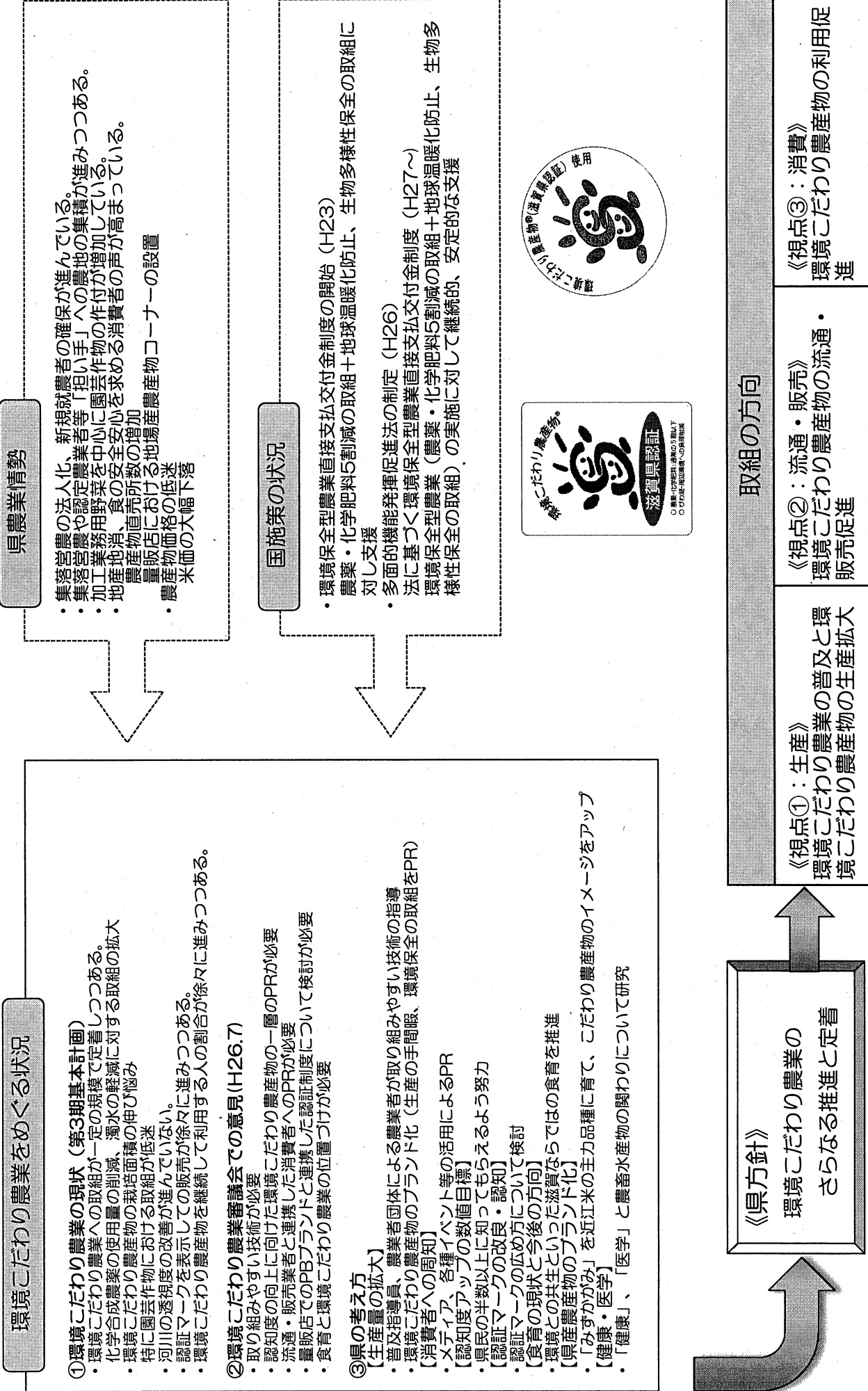
課題	<p>(近江米の推進主要品種における環境こだわり農産物の栽培面積) ○「みずかがみ」へ品種転換する農業者が増加したことや主食用米の作付が減少していることから、「コシヒカリ」、「キヌヒカリ」、「秋の詩」については環境こだわり農産物の作付が減少しました。 ○今後は「みずかがみ」を含めた近江米の販売戦略に基づく作付を推進しながら、近江米全体で環境こだわり農産物の取組拡大を図る必要があります。</p> <p>(環境こだわり農産物認証マークを表示して出荷する生産組織数) ○環境こだわり農産物認証マークを表示して出荷する生産組織数については、農産物直売所を中心に数が伸びたものの、労力の負担、販売メリットがない等の理由により表示をされないケースも見られ、昨年度から横ばいの状況となっています。(H25実績…H24より、9組織増、10組織減) ○目標達成に向け、引き続きマーク表示に向けた推進を図るとともに、消費者に分かりやすい表示の方法を開発する必要があります。</p> <p>(GAPに取り組む生産組織数) ○国の事業などを活用し、農業関係団体等と連携を図りながら県内の主たる生産組織150団体に対し生産工程管理(GAP)を推進した結果、GAPに取り組む生産組織数が51組織から126組織へと拡大しました。 ○目標達成に向け、引き続き未実施の組織の推進を図るとともに、より高度なGAPへとステップアップできるよう推進する必要があります。</p>
----	--

●基本方針3 環境こだわり農産物の積極利用に向け、県民が一体となった取組を推進します。

項目	計画時 (H21)	H23	H24	現況 (H25)	H26	目標値 (H27)	達成率
「おいしがうれしが」キャンペーンの登録店舗数	596店	866店	1,033店	1,180店	1,296店	800店	100以上
環境こだわり農産物を継続して利用する消費者の割合	28%	(29%)	—	(27%)	32%	36%	50%
課題	<p>(「おいしがうれしが」キャンペーンの登録店舗数)</p> <p>○販売店等の協力により既に目標を達成しています。引き続き、消費者がより身近に感じる食料品専門店や県内の農産物直売所を中心に、キャンペーンの参加を呼び掛けていきます。</p> <p>(環境こだわり農産物を継続して利用する消費者の割合)</p> <p>○環境こだわり農産物の認知度の向上(H25:30%→H26:44%)とともに、継続して環境こだわり農産物を利用する消費者の割合も増加しています。</p> <p>○目標達成に向け、環境こだわり農産物の一層の生産振興を進めるとともに、消費者へのPR活動の強化を図る必要があります。</p>						

注) 環境こだわり農産物を継続して利用する消費者の割合 H23、H25の数値は県政モニター調査による。(他、県政世論調査)

環境こだわり農業を取り巻く背景と「取組の方向」について(案)



取組の方向		
《視点①：生産》 環境こだわり農業の普及と環境 こだわり農産物の生産拡大	《視点②：流通・販売》 環境こだわり農産物の流通・ 販売促進	《視点③：消費》 環境こだわり農産物の利用促 進

《県方針》
環境こだわり農業の
さらなる推進と定着

「取組の方向」と実現に向けた検討事項(案)

《視点①：生産》

環境こだわり農業の普及と環境こだわり農産物の生産拡大

【検討事項】

- 環境こだわり農業の基準
化学合成農薬、化学肥料の低減割合
- 環境こだわり農業の技術の検討
農業者が取り組みやすい技術の指導および普及方法
環境保全に資する営農技術の導入、品質向上省力化技術の普及
試験研究機関における新技術の開発
- 未取組農業者への意識啓発
- 農業者の意識の向上
- 県認証制度と国直接支払制度の整理
5割低減の取組と環境配慮技術（水質保全、地球温暖化防止、生物多様性保全）
- 新たな品目の可能性
水産、畜産分野での取組の可能性

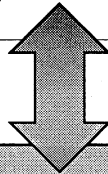


《視点②：流通・販売》

環境こだわり農産物の流通・販売促進

【検討事項】

- 環境こだわり農産物のブランド力の向上
ブランド力向上に必要なものは何か
作目別の検討
- 環境こだわり農産物認証マークの表示と貼付の促進
- 環境こだわり農産物の流通促進方法
市場、量販店、直売所等販売形態別の検討
- 6次産業化の検討
環境こだわり農産物の加工品への利用
- PR手法の検討



《視点③：消費》

環境こだわり農産物の利用促進

【検討事項】

- 消費者への直接的、積極的なPR
環境こだわり農業および環境こだわり農産物への理解促進
環境こだわり農業の意義、環境保全に資する効果の周知
生産者の努力の周知
- 環境こだわり農産物の認知度の向上
県内、県外（京阪神）へのPR手法
- 地産地消の推進
学校教育現場（食育、学校給食）および事業所での環境こだわり農産物の利用推進
- 健康、医学、観光、スポーツ分野との連携の可能性

(県)環境こだわり農産物認証制度と
(国)環境保全型農業直接支払交付金制度

自然がおいしい、心がうれしい。



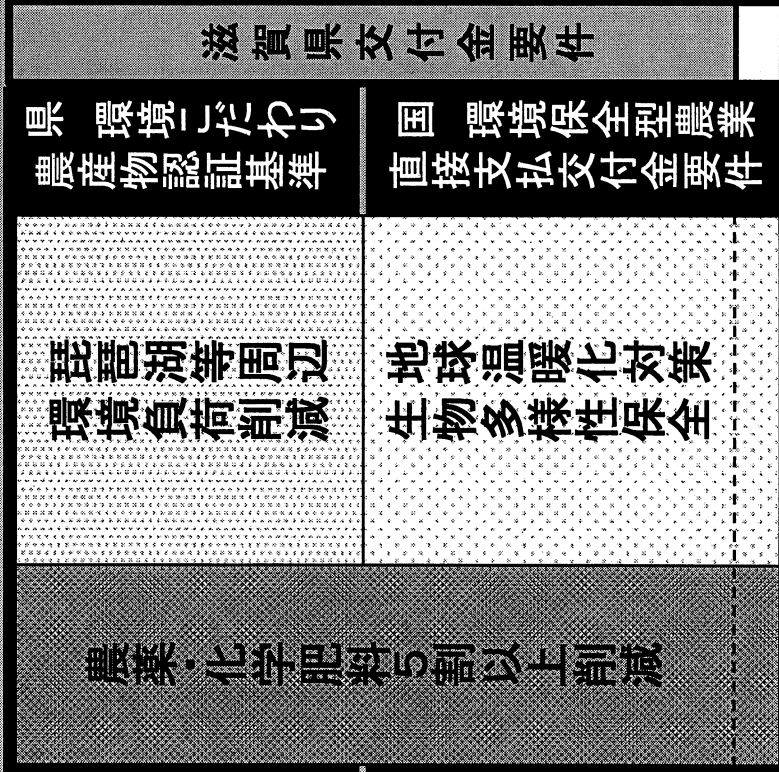
やっばり地のもんがええなわ

滋賀県産農産物

環境こだわり農業

農業・化学肥料の削減、琵琶湖等周辺環境負荷削減

環境こだわり農産物認証制度



県認証
環境こだわり農産物

県確認

流通・販売

消費

→ こだわりの認証を受けない有機栽培

環境保全型農業直接支援対策(国制度)と環境こだわり農産物認証制度(県制度)の比較

	環境保全型農業直接支援対策(国)(案)	環境こだわり農産物認証制度(県)	検討すべき視点
根拠法(条例)	<ul style="list-style-type: none"> 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 食料・農業・農村基本法 	<ul style="list-style-type: none"> 滋賀県環境こだわり農業推進条例 	
制度の趣旨	<p>実施要綱 第1(趣旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業の持続的発展と多面的機能の発揮を図る 農業生産全体のあり方を環境保全重視に転換 農業分野の地球温暖化防止、生物多様性保全への貢献 地域でまとまった取組を普及推進 自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進 	<p>条例 第1条(目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> より安全で安心な農産物の消費者への供給 環境と調和のとれた農業生産の確保 県農業の健全な発展 琵琶湖等の環境保全を推進 	<ul style="list-style-type: none"> 趣旨(共通点) 環境保全型農業の推進、農業の発展 趣旨(相違点) 国：地球温暖化防止、生物多様性保全 県：水質保全、食の安全・安心
事業内容	<p>実施要綱 第2(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進する農業者の組織する団体等に交付金を交付 	<p>条例 第13条(認証)、第14条(生産計画の認定申請等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 化学合成農薬、化学肥料の使用量が慣行の5割以下、堆肥等有機質資材の適正な使用、農業排水対策が用いられ栽培された農産物に知事が認証 	<ul style="list-style-type: none"> 支援の相違 国：農業生産活動に対して支援 県：生産活動十農産物に対して支援(認証)
対象者の要件	<p>実施要綱 第10(対象者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業者の組織する団体(複数の農業者および地域住民等) 一定の要件を満たした農業者 	<p>条例 第2条(定義)</p> <p>滋賀県環境こだわり農業推進条例施行規則 第4条(団体の要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業者 農業者の組織する団体(3戸以上) 	<ul style="list-style-type: none"> 対象者の相違 国：団体中心 県：個人中心 団体の構成員数の相違 国：複数(2戸～) 県：3戸以上
取組の要件	<p>実施要綱 第10の4(対象活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業生産に由来する環境負荷の低減、地球温暖化の防止、生物多様性の保全に資する取組 化学合成農薬、化学肥料の使用を地域慣行から5割以上低減する取組(5割低減の取組)十カバークロップ 5割低減の取組十堆肥の施用 5割低減の取組十知事特認(13) 有機農業 	<p>条例 第14条(生産計画の認定申請等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下の要件を満たす栽培方法を定めた生産計画により農産物が生産されていること 5割低減の取組 堆肥その他の有機質資材の適正な使用 農業排水を適正に管理するための技術の実施 その他知事の定める環境配慮技術の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 5割低減の取組とあわせて行う取組の相違 国：地球温暖化防止、生物多様性保全に資する取組 県：水質保全に資する取組 有機農業の取組の有無 国：有 県：有
取組要件の特例	<p>実施要綱 第10の4(対象活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> 5割低減の取組を実施することが困難な品目について、都道府県知事の申請を基に、3割までの範囲内で5割以下の低減割合を特例的に認める ※実樹8品目、31都道府県において設定 ※滋賀県は申請なし 	<p>条例 第23条(協定の締結)</p> <p>施行規則 第16条(特例の期間および基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> 5割低減の基準が難しいと認められる場合は、協定有効期間(5年間)のうち規則で定める期間に限り、規則で定める基準によることができる 協定の有効期間のうち最初の2年間 慣行的使用量の7割以下であること ※国交付金の対象外、H19以降協定締結の実績なし 	<ul style="list-style-type: none"> 特例の有無 国：有 特例適用期限なし 県：有 2年間

基本計画の策定にかかる全体スケジュール

年度	月	旬						
平成26年度	2	上	方向性検討	↓				
		中						
		下						
	3	上			↑	常任委(進捗状況・評価報告)		
		中				審議会(評価・取組の方向性の検討)		
		下						
平成27年度	4	上	↑					
		中						
		下						
	5	上		骨子・原案検討	↑	常任委(骨子案報告)		
		中				骨子まとめ		
		下						
	6	上				論点整理まとめ	↑	審議会(原案検討)
		中						
		下						
	7	上		↑	↑			常任委(原案説明)
		中						
		下						
	8	上				↓	↓	原案とりまとめ
		中						県民政策コメント(パプコメ)
		下						
	9	上		↑	↑			審議会(最終案検討)
		中						最終案とりまとめ
		下						常任委(策定状況報告)
10	上	最終案検討	↑			↑		
	中						最終案修正	
	下							
11	上			↓	↓		↓	
	中							最終案策定
	下							審議会(最終案説明)
12	上	策定	↓			↓		
	中							常任委(最終案説明)
	下							策定
1	上			↑	↑		↓	
	中							決裁
	下							
2	上	周知	↓			↓		
	中							周知
	下							
3	上			↓	↓		↓	
	中							
	下							

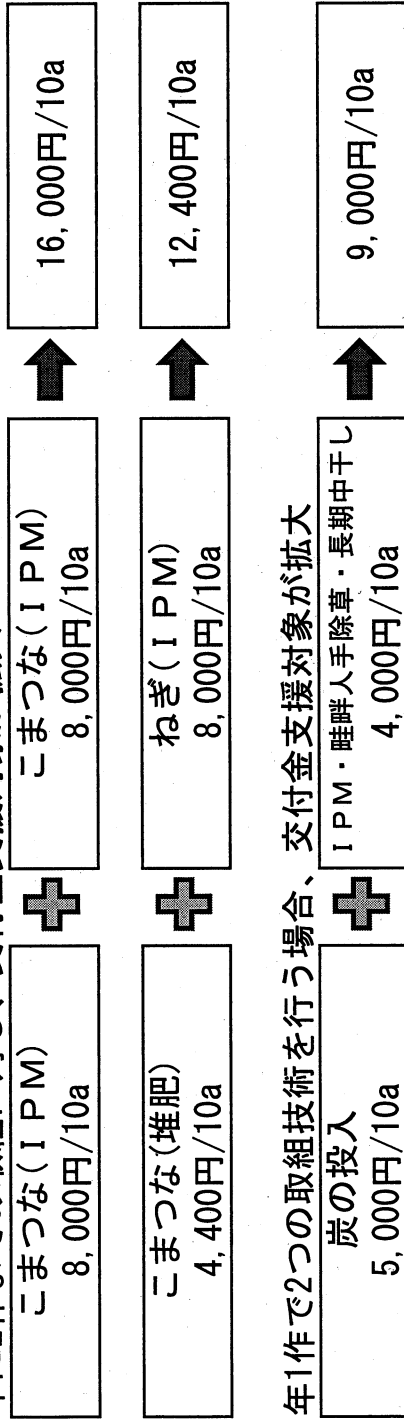
平成27年度からの「農業多面的機能発揮促進法」に基づく「環境保全型農業直接支払制度」(案)

(1) 対象者

- ① 面的に取り組むことによって環境への効果がより発揮できることから、「農業者の組織する団体」が基本
- ② 「集落の一定面積割合を超えて取り組む農業者」や「集落営農型法人」、「地域で推進活動を行う農業者」で市町が認める場合は個人で申請が可能

(2) 交付金の支払が拡大

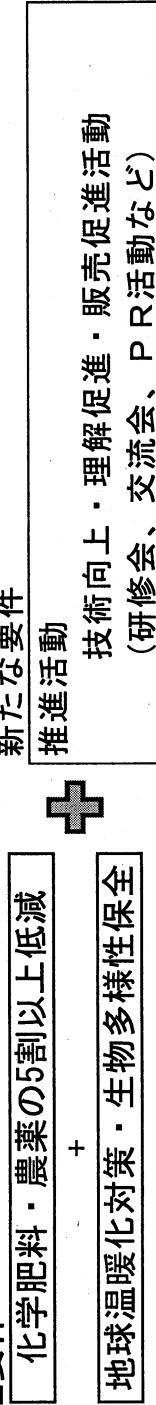
① 1年に2作までの取組に対し、交付金支援対象が拡大



② 1年1作で2つの取組技術を行う場合、交付金支援対象が拡大

※ただし活動内容が重複する場合や不可能な組み合わせは不可

(3) 取組要件



(4) 交付ルート

